

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

各研究等実施機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う
委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限について（連絡）

平素より弊機構の事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大、及び、緊急事態宣言の発令を受け、当初令和 2 年 5 月 3 1 日を期限としておりました令和元年度（平成 3 1 年度）委託研究契約・実施協定等に基づく各種報告書等の提出期限につきまして、下記の扱いと致します。

記

1. 経理に係る報告書等

期限を 1 ヶ月延長し、令和 2 年 6 月 3 0 日へと変更します。

2. 研究・企画等の成果・進捗に係る報告書等

原則として期限を 1 ヶ月延長し、令和 2 年 6 月 3 0 日へと変更します。

但し、事業により、別途の期限を設定する場合や、成果指標等の一部報告内容について先行して報告を求める場合があります。各事業における取り扱いの詳細につきましては、各事業ホームページや各事業からの事務連絡等にてご確認下さい。

以上